

○大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付要綱

平成30年8月1日告示第164号

改正

平成30年12月11日告示第236号

平成31年3月28日告示第71号

令和3年3月30日告示第67号

令和4年3月24日告示第45号

令和5年3月30日告示第73号

大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地震等におけるブロック塀等の倒壊や転倒による災害を未然に防止し、安全に暮らせるためのまちづくりを推進するため、ブロック塀等の所有者等による点検により、災害時に倒壊等の危険性があることが判明したブロック塀等を除却し、又は除却に伴いフェンス等を新たに設置することに要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロックその他石材等を用いて築造された塀であつて、市内にある高さ60センチメートルを超えるものをいう。
- (2) フェンス等 アルミフェンス、スチールフェンスその他不燃性の材料を用いたフェンス類をいう。
- (3) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者をいう。
- (4) 点検 所有者等によるブロック塀等の適法性及び安全性に関する点検をいう。
- (5) 撤去 点検の結果、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に適合しておらず、又は地震等の災害において倒壊若しくは転倒の可能性が高く安全性に問題があることが判明したブロック塀等の全部を除却し、若しくは一部を道路面から60センチメートル以下の高さとなるよう除却すること（ただし、建築基準法第44条第1項の規定に違反するブロック塀等は、全部の除却に限る。）をいう。
- (6) 改善 ブロック塀等の全部を除却し、その跡地等にフェンス等を新たに設置することをいう。
- (7) 市内施工業者 市内に事業所を有する解体工事又は改修工事を業として営む事業者であつて、見積書及び領収書を当該事業所の所在地で発行できるものをいう。

(補助対象等)

**第3条** 補助事業は、所有者等が市内施工業者により行う撤去又は改善とする。ただし、建替えに伴う外構工事として行う場合は市内施工業者により行うことを要しない。

2 補助の対象となるブロック塀等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公道又は私道を問わず一般交通の用に供する道路に面するもの
- (2) 点検の結果、適法性及び安全性が確認できないもの

3 補助の対象となるフェンス等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前項第1号に掲げるもの

(2) 建築基準法第42条第2項に規定する道路上に位置しないもの  
(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、撤去又は改善に要する費用のうち、次に掲げる額を合算した額とし、  
1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) ブロック塀等の塀部分 別表第1に定める単位当たりの標準工事費の額に、撤去する部位の見付面積（門柱又は控え壁がある場合は、その見付面積を加算する。）を乗じて得た額又は当該塀の撤去に係る工事の見積額のいずれか少ない額

(2) ブロック塀等の基礎部分 別表第1に定める単位当たりの標準工事費の額に、撤去する部位の延長（門柱又は控え壁がある場合は、その延長を加算する。）を乗じて得た額又は当該基礎の撤去に係る工事の見積額のいずれか少ない額

(3) フェンス等の部分 別表第1に定める単位当たりの標準工事費の額に、改善する部位の延長を乗じて得た額又は改善に係る工事の見積額のいずれか少ない額

2 補助金の上限額は、前項の規定による合算後の総額で300,000円とする。  
(対象者)

**第5条** この補助金の対象とする者は、所有者等で、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市税を滞納している者

(2) 過去に同一の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に掲げる敷地をいう。）に所在するブロック塀等についてこの要綱による補助金の交付を受けている者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に不相当と認める者  
(交付の申請)

**第6条** 申請者は、撤去又は改善の着手前に、市長と協議の上、大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付申請書に次に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 撤去又は改善に係る工事に要する費用の見積書の写し

(2) 撤去の概要が分かる図書

(3) 改善に係る計画平面図、立面図及び断面図（撤去のみの場合は不要）

(4) その他市長が必要と認める書類  
(決定通知書)

**第7条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、補助金交付の適否及び補助金の額を決定し、その結果を大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする

(変更等の承認)

**第8条** 補助事業者は、第6条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付変更申請書に、変更内容が分かる図書を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

**第9条** 補助事業者は、第6条の規定による申請を取り下げようとするときは、大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付申請取下書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

**第10条** 市長は、交付決定を取り消し、又は決定内容若しくはこれに付した条件を変更するときは、大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付決定取消・変更通知書により補助

事業者へ通知するものとする。

(完了報告)

**第11条** 補助事業者が撤去又は改善を完了したときは、大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金完了実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該完了した日から起算して30日以内に、市長へ報告しなければならない。

- (1) 撤去又は改善に係る工事を行った部分の施工前、施工中及び施工後の写真
- (2) 当該撤去又は改善に係る工事費用の領収書の写し
- (3) 撤去したブロック塀等を適正に処分したことを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

**第12条** 市長は、前条の規定による報告が適当と認めるときは、補助金の額を確定し、大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金確定通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

(請求)

**第13条** 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けた後、速やかに大和市補助金交付規則第9条第2項の請求書を市長へ提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

**第14条** 市長は、前条の規定による請求書が適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(様式)

**第15条** この要綱で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

**附 則** (平成30年12月11日告示第236号)

**改正**

平成31年3月28日告示第71号

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条の規定にかかわらず、平成30年8月1日からこの要綱の公表の日の前日までに大和市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第9条の規定による通知を受けた者は、改正後の第2条第6号の改善の実施について、その実施の可否について市長と協議の上、平成33年3月31日までの間改正後の第8条の規定による改善に係る補助金の交付を申請することができる。この場合において、同要綱第4条第2項に規定する補助金の上限額は、撤去と合わせて300,000円とする。

3 改正後の第8条の規定にかかわらず、平成30年8月1日からこの要綱の公表の日の前日までに改正後の第2条第6号の改善を実施した者は、その実施の適否について市長と協議の上、平成33年3月31日までの間改正後の第8条の規定による改善に係る補助金の交付を申請することができる。この場合において、同要綱第4条第2項に規定する補助金の上限額は、撤去と合わせて300,000円とする。

附 則（平成31年3月28日告示第71号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第67号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日告示第45号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第73号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定（新要綱第3条第1項の規定を除く。）は、令和5年4月1日以後に申請する補助金に適用し、同日前に申請する補助金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第3条第1項の規定は、令和5年10月1日以後に申請する補助金に適用し、同日前に申請する補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

撤去し、又は改善する部位	工法	単位	単位当たりの標準工事費の額
ブロック塀等の塀部分	機械工法	平方メートル	10,000円
	人力（コンクリートカッターを使用する場合を含む。）		15,000円
ブロック塀等の基礎部分	機械工法	メートル	16,000円
	人力（コンクリートカッターを使用する場合を含む。）		24,000円
フェンス等の部分	全て	メートル	35,600円

別表第2（第15条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付申請書	第6条

第2号様式	大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付決定通知書	第7条
第3号様式	大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付変更申請書	第8条
第4号様式	大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付申請取下書	第9条
第5号様式	大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付決定取消・変更通知書	第10条
第6号様式	大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金完了実績報告書	第11条
第7号様式	大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金確定通知書	第12条